

2017 年税制改正によるスピノフ税制とスクイーズアウト関連税制の創設等

Issue 95, December 2016

In brief

2016 年 12 月 22 日に平成 29 年度税制改正の大綱(以下、「2017 年度税制改正大綱」)が閣議決定されました。2017 年度税制改正大綱では、経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフ税制が新たに創設されるとともに、スクイーズアウトを組織再編税制の一環として位置付けた関連税制の創設とその他これらの改正に関連した組織再編税制における適格要件の見直し等が行われることとされています。今般の改正はコングロマリットディスカウントの解消及び産業内での大規模な事業統合・再編を促す可能性のある改正となっており、今後の M&A 及びグループ内再編に大きな影響を及ぼす改正となっております。

今後は、改正法案が 2017 年 1 月に開会が予定される通常国会に提出され、2017 年度税制改正の内容が確定することになりますので、今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますことにご留意ください。

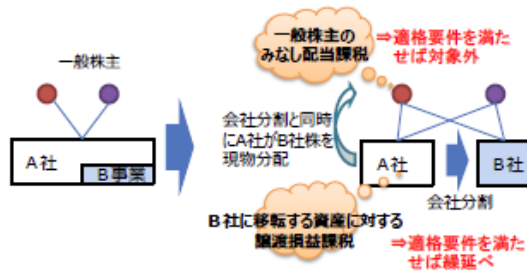
In detail

1. スピノフ税制の創設

現行法では、他の者による支配関係のない状況下において単独新設分割型分割により特定の事業を独立会社化するいわゆる「スピノフ」を実行しようとする、当該分割型分割は非適格分割となり分割法人において資産譲渡益課税が生じるとともに分割法人株主においてみなし配当及び譲渡益課税が生じることとなります。今般の改正では、企業の機動的な事業再編、特に特定事業を切り出して独立会社とするスピノフを促進するため、一定の要件(適格要件)を充足すれば、分割法人(あるいは現物分配法人)における資産譲渡益課税及び分割法人株主(あるいは現物分配法人株主)におけるみなし配当及び譲渡益課税を行わないこととしています。本改正が実現すると、企業におけるノンコア事業の切り出しや他社との特定事業の統合等が円滑に進むことが見込まれ、いわゆるコングロマリットディスカウントの解消や業界内での大規模な統合・再編が促進されることが期待される場所です。

スピノフの形態としては、主に(1)分割型分割によるスピノフ(例えば、上場会社にあるノンコア事業を新たに切り出して上場させるようなケース)、(2)現物分配によるスピノフ(例えば、既存100%子会社をグループ外に切り出して上場させるケース)、という2通りがあります。いずれの場合でも、次の表に掲げる適格要件を満たせば、税務上各再編当事者に課税が生じることなくスピノフを実行することができるようになります。

①事業部門のスピンオフの場合（分割型分割）



②完全子会社のスピンオフの場合（現物分配）



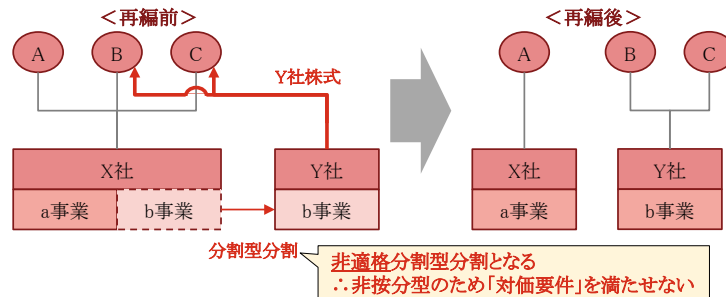
【出所:経済産業省 平成 29 年度税制改正資料】

(1) 適格要件

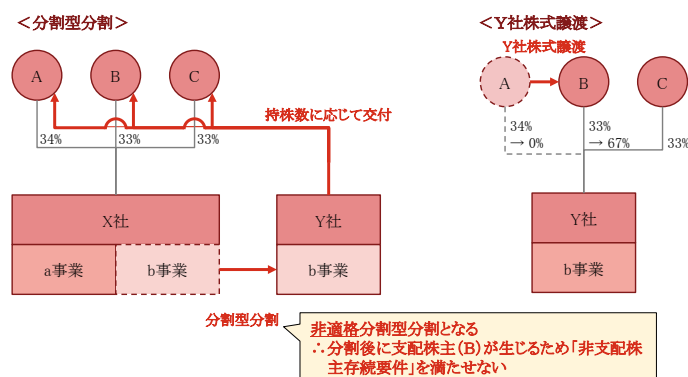
下記に図示する通り、スピンオフに係る適格要件の多くは既存の適格組織再編税制における適格要件に類似のものが多いですが、非支配株主存続要件並びに特定役員要件が特徴的です。

	分割型分割	現物分配
対価要件	分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されるもの(按分型交付)	現物分配法人の株主の持株数に応じて子法人株式のみが交付されるもの(按分型交付)
非支配株主の存続要件	分割法人の分割前に他の者による支配関係がなく、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること	現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がなく、子法人が現物分配後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること。
主要な資産・負債の移転要件	分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること	—
従業員の継続従事要件	分割法人の分割事業の従業員のおおむね80%以上が分割承継法人の業務に従事していること	子法人の従業員のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事していること
事業継続要件	分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること	子法人の <u>主要な事業</u> が引き続き行われることが見込まれていること
特定役員要件	分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員となること見込まれていること	子法人の特定役員の前全てがその現物分配に伴って退任をするものでないこと

まず、対価要件において分割承継法人株式が持株数に応じて交付されなければならないとされているため、適格として認められるのはあくまでも「按分型」の分割型分割ないし現物分配のみとなります。したがって、以下のように複数の株主が営むジョイントベンチャー（JV）をそれぞれの株主に異なる事業を切り出してJVの解消を図るような一連の取引は適格要件を充足できないことになります。



次に、非支配株主存続要件においては分割前後いずれにおいても他の者と支配関係がないことが求められているため、分割後に他の者との間に支配関係が成立することが見込まれるような場合には本要件に抵触することになります。例えば、分割時に交付を受けた分割承継法人株式をスピンオフ後に特定の株主に譲渡することによりジョイントベンチャーの解消を図るような場合には本要件を満たすことができなくなります。



最後、分割型分割における特定役員要件では役員だけではなく重要な使用人が特定役員になる場合でも本要件を充足することができるかとされています。ここでいう「重要な使用人」が何を指すか現時点では明確ではありませんが、例えば執行役員を務める使用人などが該当することが想定されるところです。

(2) 適格要件を充足する場合(適格スピノフ)の各当事者の課税関係

上述した適格要件を満たすスピノフにおける各当事者の課税関係は以下のとおりと考えられます。

	分割型分割	現物分配
分割法人(現物分配法人)	● 分割承継法人に移転する資産に対する譲渡益課税は生じない(簿価移転)	● 子法人株式の譲渡損益は生じない ● 配当に係る源泉徴収義務もない
分割承継法人	● 移転資産は移転直前の税務上の簿価で受け入れる(簿価引継)	—
分割法人株主(現物分配法人株主)(内国法人、日本居住者を想定)	● みなし配当及び譲渡損益は生じない ● 分割承継法人株式の税務上の簿価は、分割型分割直前の分割法人株式の簿価に移転簿価純資産割合(注1)を乗じた金額となる	● 配当課税及び譲渡損益は生じない ● 分割型分割における取扱いに準じることが見込まれる

(注1) 分割型分割直前の移転資産に係る簿価純資産が分割型分割のあった日の属する事業年度の前事業年度終了の時点における簿価純資産に占める割合(「移転簿価純資産割合」)をいいます。

(3) 適格要件を充足しない場合(非適格スピノフ)の各当事者の課税関係

上述した適格要件を充足しないスピノフにおける各当事者の課税関係は以下のとおりと考えられます。

	分割型分割	現物分配
分割法人(現物分配法人)	● 分割承継法人に移転する資産に対する譲渡益課税が生じる(時価譲渡) ● みなし配当に係る源泉徴収義務も生じる	● 子法人株式の譲渡損益が生じる ● 配当に係る源泉徴収義務も生じる
分割承継法人	● 移転資産を時価で受け入れる(時価譲受)	—
分割法人株主(現物分配法人株主)(内国法人、日本居住者を想定)	● 交付を受ける分割承継法人株式の時価が分割型分割直前の分割資本金額等(注2)を超える部分についてみなし配当課税が生じる ● 譲渡対価及び譲渡原価いずれも分割純資産対応帳簿価額(注3)となり持株数に応じて分割承継法人株式のみが交付される場合には譲渡損益は生じないと考えられる ● 分割承継法人株式の税務上の簿価は、分割型分割直前の分割法人株式の帳簿価額に移転簿価純資産割合を乗じた金額にみなし配当の額を加算した額となる	● 子法人株式の時価が(現物分配法人の)資本金等の額を超える部分を原資とする金額について配当課税が生じる ● 譲渡損益については、持株数に応じて子法人株式のみが交付される場合には譲渡損益は生じないと考えられる ● 子法人株式の税務上の簿価については、分割型分割における取扱いに準じることが見込まれる

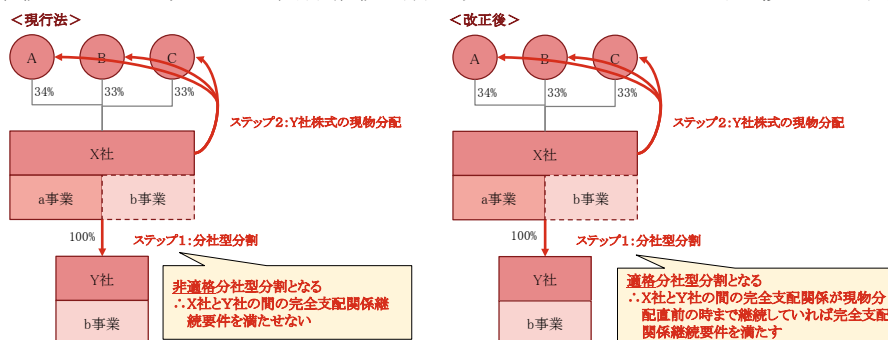
金銭等交付あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付を受ける分割承継法人株式の時価が分割型分割直前の分割資本金額等(注2)を超える部分についてみなし配当課税が生じる ● 分割法人株式の部分譲渡があったものとして譲渡損益が生じる。具体的には、譲渡対価(交付を受ける分割承継法人株式の時価からみなし配当の額を控除した額)から分割型分割直前における分割法人株式の帳簿価額に移転簿価純資産割合を乗じた金額を差し引いた金額が譲渡損益となる。 ● 分割承継法人株式の税務上の簿価は、交付を受ける分割承継法人株式の時価となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子法人株式の時価が(現物分配法人の)資本金等の額を超える部分を原資とする金額について配当課税が生じる ● 現物分配法人の株式のうち交付を受けた子法人株式に対応する部分の譲渡があったものとして譲渡損益が生じる ● 子法人株式の税務上の簿価については、分割型分割における取扱いに準じることが見込まれる
---------	--	--

(注2) 分割資本金額等とは、分割型分割直前の資本金等の額に移転簿価純資産割合を乗じた金額をいいます。

(注3) 分割純資産対応帳簿価額とは、分割型分割直前の分割法人株式の帳簿価額に移転簿価純資産割合を乗じた金額をいいます。

(4) スピンオフ税制の創設に伴う再編後の完全支配関係継続要件の見直し

現行の組織再編税制では、分社型分割や現物出資が行われた後に、分割法人と分割承継法人、または現物出資法人と被現物出資法人の完全支配関係の継続が見込まれない場合には非適格となります。今回のスピンオフ税制の導入に伴い、完全支配関係の継続の見直しが行われる予定です。すなわち、単独新設分社型分割又は単独新設現物出資の後に、分割承継法人株式又は被現物出資法人の株式を分割法人又は現物出資法人の株主に交付する上記の適格現物分配を行うことが見込まれている場合には、当該単独新設分社型分割又は単独新設現物出資に係る適格要件のうち完全支配関係継続要件について、その現物分配の直前の時まで継続していれば完全支配関係継続要件が充足しているものとして取り扱われます。



(5) 現物分配により100%子法人株式の交付を受ける非居住者・外国法人株主における譲渡益課税の見直し

上記1(2)及び(3)の表に記載のとおり、適格スピンオフか否かにかかわらず、持株数に応じて子法人株式のみが交付される場合には譲渡損益は生じないこととされていますが、内国法人である現物分配法人の外国法人株主に対して持株数に応じて外国子法人株式のみが交付される場合には、当該現物分配法人の株式につき譲渡益を認識し、当該譲渡益が課税対象となるべき国内源泉所得に該当するものであれば課税することとされています。ただし、外国法人株主が有する恒久的施設において当該現物分配法人の株式を管理する場合にはこの限りではないとされています(つまり当該現物分配法人の株式に係る譲渡益課税は繰り延べられる)。なお、この場合でも外国法人株主がその交付を受けた外国子法人株式をその交付の時にその恒久的施設において管理しなくなったときにはその交付の時に外国法人株主の本店等と当該恒久的施設との間で内部取引があったものとして課税されることとなります。

上記のスピンオフ税制に関する改正は、2017年4月1日以後に行われる組織再編成について適用されます。

2. スクイズアウト関連税制の創設とその他関連税制の改正

少数株主が存在する子会社を完全子会社化する手法としては、吸収合併や株式交換の他に全部取得条項

付種類株式、株式併合、株式売渡請求等の方法が活用されています。今般の改正により、全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求(以下、「スクイーズアウト」)による完全子法人化についても、株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置づけ、下記のような整備が行われることとなります。

(1) スクイーズアウトに係る時価評価課税制度の創設

スクイーズアウトが企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たさない場合、当該スクイーズアウトにより完全子法人となった法人は非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価課税の対象とされることとなります。ただし、後述するように、スクイーズアウトに係る時価評価課税制度を創設することで納税者に多大な税負担が生じる可能性があることから、時価評価課税の対象となる資産の範囲を見直し、実務上従前より大きな税負担につながっていたいわゆる「自己創設のれん」をその時価評価の対象から除外しています。

逆に、スクイーズアウトが企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たす場合には、当該スクイーズアウトにより完全子法人となった法人は連結納税の開始又は連結納税グループへの加入に伴う資産の時価評価課税の対象から除外されるとともに、その完全子法人となった法人の連結納税の開始等の前に生じた欠損金額はその個別所得金額を限度として連結納税制度の下での繰越控除の対象に加えられることとなります。

従来は、連結納税を採用する企業グループが公開買い付け(TOB)等で他の内国法人を100%完全子会社化する場合、連結納税グループへの加入に伴う時価評価課税が適用されて多額の税負担が生じるおそれがありましたが、これらの手当てにより適格要件を充足するスクイーズアウトについては時価評価課税の対象とならないことから、これまで以上に買収手法・スクイーズアウト手法を柔軟に選択することができるようになると考えられます。また、M&Aを成長戦略として位置付けている日系企業のなかには連結納税開始・加入時に時価評価課税や繰越欠損金の持込制限があることを理由に連結納税制度の採用を見送ってきた会社もあると考えられますが、そうした企業においてもより連結納税制度を活用しやすくなったと考えられるところです。

(2) スクイーズアウト関連税制の創設に伴う時価評価課税対象資産の見直し

現行の非適格株式交換又は非適格株式移転(以下「非適格株式交換等」)に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度及び連結納税の開始又は連結納税グループへの加入に伴う資産の時価評価制度では、資産の価額とその帳簿価額との差額が完全子法人等の資本金等の額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たない場合に、時価評価対象資産から除外されています。

今般の改正により、当該時価評価課税の対象となる資産から帳簿価額が1,000万円未満の資産が除外されることとなります。これにより、貸借対照表に表れていない帳簿価額がゼロのいわゆる自己創設のれんについては時価評価課税の対象から除外されることとなります。

(3) スクイーズアウト関連税制の創設に伴う対価要件の見直し

吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について見直しが行われます。合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式の3分の2以上を有する場合におけるその他の株主(少数株主)に対して交付する対価を除外して判定されることとなります。これにより、少数株主をスクイーズアウトするために当該少数株主に再編対価として株式以外の資産(例えばキャッシュ)が交付された場合でも、税制適格の判定に影響を及ぼさないこととなります。

(4) スクイーズアウトに係る株主のみなし配当課税の見直し

現行では全部取得条項付種類株式の取得決議反対株主が取得価格の価格決定申立てをし、発行法人から金銭の交付を受けた場合にはのみなし配当課税が非適用とされています。一方、全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に対する反対株主が買取請求を行い、発行法人から金銭の交付を受けた場合にはのみなし配当課税が課されることとされています。今般の改正により、定款変更に対する株主からの買取

請求に基づく取得についても、みなし配当が生ずる事由となる自己の株式の取得から除外されることとなります。なお、買取請求は、株主がその全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価の割当てに関する事項を知った後に行った場合で、買取請求をしないとすれば端数となる株式のみの交付を受けることとなる場合に行ったものに限られます。

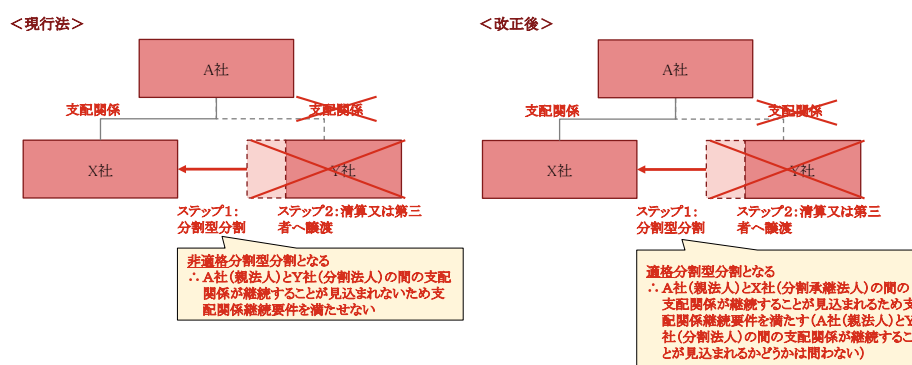
上記スクイズアウト関連税制に関する改正は、2017年10月1日以後に行われる組織再編成について適用されます。

3. その他組織再編関連税制の改正

(1) 組織再編税制の適格要件等の見直し

① 企業グループ内の分割型分割に係る支配関係継続要件の見直し

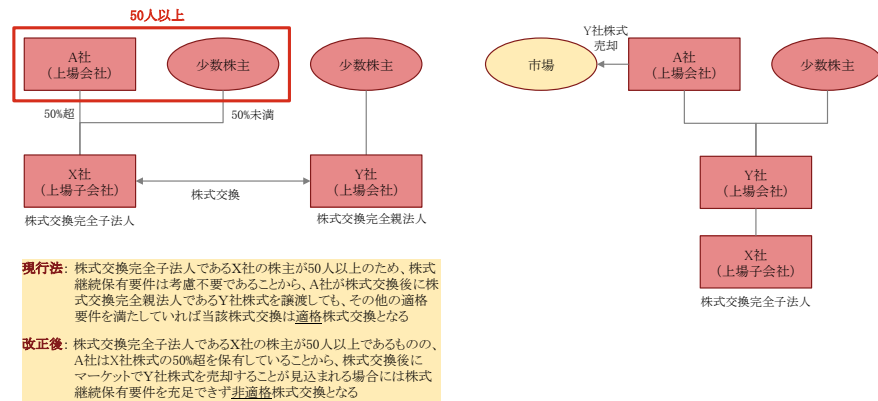
現行の組織再編税制では、企業グループ内の分割型分割が行われた場合は、分割後に親法人(支配法人)と分割法人及び分割承継法人との間の支配関係継続の見込みが適格の要件とされています。改正により、親法人(支配法人)と分割承継法人との間の支配関係継続の見込みのみが求められることとなり、親法人(支配法人)と分割法人の支配関係継続の見込みは不要とされます。現行法では、例えば採算事業をグループ内の別法人に分割で移管したうえで不採算事業を持つ分割法人を解散・清算あるいは第三者に譲渡する等により整理しようとする、当該採算事業の分割が非適格分割となるため多額の税負担が生じる恐れがあるところ、今般の改正により当該分割は適格分割として取り扱うことが可能となるため、やはりノンコア事業・不採算事業の整理・統合が円滑に進むことが期待されます。



② 共同事業を行うための再編に係る株式継続保有要件の見直し

共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件についても変更が見込まれています。現行法では、被合併法人等の株主数が50人未満の場合に限り、交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の80%以上であることが求められております。今般の改正では、被合併法人等の株主数が50人未満か否かにかかわらず、被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれるようになります。

したがって、今後は、他の者による支配関係がある上場子会社が被合併法人等になる合併等を実施する場合、たとえ当該上場子会社の株主数が50人以上の場合であっても、当該他の者が交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれない場合には(例えば合併等の後に市場や第三者に譲渡することが見込まれるような場合)、株式継続保有要件を充足できなくなるため注意が必要です。



③ 連続再編が行われることが見込まれる場合の適格要件の見直し

当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について、所要の見直しが行われます。

上記その他組織再編税制に関する改正は、2017年10月1日以後に行われる組織再編成について適用されます。

(2) 組織再編に係る欠損金の繰越控除制限措置等に係る見直し

① 特定資産譲渡等損失額の範囲の見直し

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度のうち支配関係がある法人間でみなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合における欠損金の制限措置及び特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、支配関係発生日の属する事業年度開始の日から支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額が制限の対象に加えられます。

② 支配株主変更による譲渡等損失額の範囲の見直し

特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、特定支配関係が生じた事業年度において一定の事由が生じた場合のその事業年度開始の日から特定支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額が損金不算入の対象に加えられます。

③ 支配株主変更に伴う欠損金の制限措置の範囲の見直し

特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置について、他の者による完全支配関係がある法人が特定支配関係が生じた日以後に解散し、残余財産が確定した場合が制限の対象に加えられます。

(3) 営業権及び資産(負債)調整勘定の償却期間の見直し

現行では、事業年度の中で事業の用に供した営業権以外の減価償却資産の償却限度額の計算は、月割計算により行いますが、営業権については5年間の均等償却で行うこととされています。今般の改正により、営業権の償却方法について、取得年度の償却限度額の計算は月割計算を行うこととされます。資産調整勘定及び負債調整勘定の減額についても同様とされます。

上記欠損金の繰越控除制限措置等及び営業権等の償却期間に関する改正は、2017年4月1日以後に行われる組織再編成について適用されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

小野寺 美恵

03-5251-2791

mie.onodera@jp.pwc.com

パートナー

山岸 哲也

03-5251-2460

tetsuya.t.yamagishi@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 590 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 223,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。